

有害使用済機器保管等届出書

年 月 日

岡崎市長 殿

日付は受付時に記入していただきます。

届出者

住 所 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地

氏 名 岡崎市役所株式会社
代表取締役 岡崎 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0564-23-6000

主たる取扱品目を記載し、括弧書きで取り扱う想定のある品目を法令の号数で記載してください

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

<p>事業の範囲(取り扱う有害使用済機器の品目及び処理の区分を明らかにすること。)</p>	<p>有害使用済機器の品目: 電動工具、無線通信機械器具、パーソナルコンピュータ等 (施行令第16条の2第5号~32号に定める機器) 処理の区分 <input checked="" type="checkbox"/> 保管のみ ・ 保管及び処分 (再生を含む)</p>
<p>面積は事業場全体の面積を記載してください 事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 電話番号0564-23-6000 事業場 愛知県岡崎市十王町二丁目3番 電話番号0564-23-6000 面積 □□m² 愛知県岡崎市朝日町三丁目2番 電話番号0564-23-6875 面積 ■■m²</p>
<p>保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ保管を行う有害使用済機器の品目、保管量及び積み上げることができる高さ(それぞれについて第13条の6の規定による高さのうち最高のものを含む。)</p>	<p>保管場所① 所在地: 愛知県岡崎市十王町二丁目3番 面積: ○○m² 保管量: ●●m³ 保管高さ: ◎◎m 品 目: 無線通信機械器具、パーソナルコンピュータ等 (施行令第16条の2第11号、22号、24号~32号に定める機器) 保管場所② 所在地: 愛知県岡崎市朝日町三丁目2番 面積: △△m² 保管量: ▲▲m³ 保管高さ: 該当なし 品 目: 電動工具、電気照明器具等 (施行令第16条の2第5号~23号に定める機器)</p>
<p>処分又は再生を行うすべての事業場の所在地及び当該事業場ごとにそれぞれ処分又は再生を行う有害使用済機器の品目</p>	<p>該当なし</p> <p>事業場ごとに記載してください。面積は保管面積を記載してください。</p>
<p>事業の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力</p>	<p>該当なし</p> <p>保管のみの場合は「該当なし」と記載してください。</p>
<p>※事務処理欄</p>	

(第2面)

届出者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
おかざきしやくしょかぶしきがいしゃ 岡崎市役所株式会社	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地	
法定代理人 (届出者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者又は成年被後見人若しくは被保佐人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	住所
備考		
1 この届出書は、事業を開始する日の10日前までに提出すること。		
2 ※欄は記入しないこと。		
3 「法定代理人」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

(日本工業規格 A列4番)

様式第1号の1

事業形態や手解体の有無等についても記載してください。

事業計画の概要

1. 事業の主体計画

- ・電動工具
市内工場から排出される電動工具を収集し、保管する。
- ・無線通信機械器具等（施行令第16条の2第11号、22号、24号～32号に定める機器）
市内事業者から排出される無線通信機械器具等を収集し、保管する。その後、手作業で分別し、売却する。
- ・施行令第16条の2第5号～23号に定める機器
市内事業者から排出される施行令第16条の2第7号～10号、12号～21号号に定める機器を収集し保管する。その後、手作業で分別する。分別後、有価物は売却し、売却できない物については廃棄物として委託処理する。
- ・上記の他、有価物については売却し、売却できない物は廃棄物として委託処理する。

2. 取り扱う有害使用済機器の品目及び受入予定量等

	品目	受入量 (t/月又は m ³ /月)	予定受入事業場等の名称及び所在地	保管場所	予定持出先の名称及び所在地
1	電動工具	0.1t/月	(有)〇〇工場 愛知県岡崎市大平町字皿田6番	愛知県岡崎市朝日町 三丁目2番	△△(株) (売却) 愛知県岡崎市西藏前町 字季平 45 番地 1
2	無線通信機械器具、パーソナルコンピュータ等(施行令第16条の2第11号、22号、24号～32号に定める機器)	0.5t/月	(株)〇〇事務所 愛知県岡崎市羽根町 字貴登野 15 番	愛知県岡崎市十王町 二丁目3番	△△(株) (売却) 愛知県岡崎市西藏前町 字季平 45 番 1 □□(株) (委託(破碎)) 愛知県岡崎市藤川町 字田中 19 番
3	施行令第16条の2第5号～23号に定める機器	0.3t/月	〇〇オフィス(株) 愛知県岡崎市矢作町 字尊所 45 番 1	愛知県岡崎市朝日町 三丁目2番	△△(株) (売却) 愛知県岡崎市西藏前町 字季平 45 番地 1
4					
5	主たる取扱品目、受入事業場ごとに記載してください。				
6					
7					
8					
9					
10					

備考 取り扱う有害使用済機器ごとに記載すること。
 予定受入事業場等の名称及び所在地並びに予定持出先の名称及び所在地について、1の品目に対して複数ある場合には、その旨を記載すること。

4. 業務の具体的な計画（業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

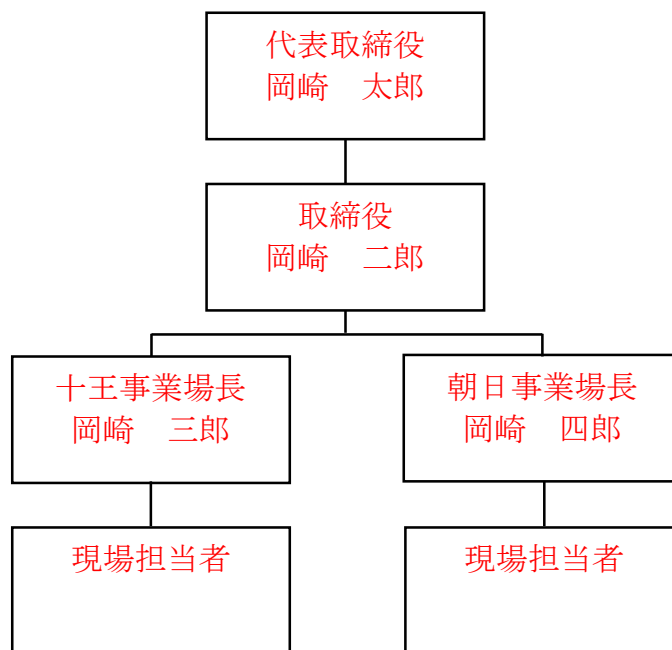
○業務を行う時間

8:30 ~ 17:00

○休業日

日曜、祝日

○組織



従業員数内訳

申請者又は申請者の 登記上の役員	事務員	作業員	その他	合計
2 人	2 人	5 人	0 人	9 人

5. 環境保全措置の概要

(1) 施設において講ずる措置

- ・床面はコンクリート舗装し、周囲に排水溝を設置する。
- ・場内排水は油水分離槽を経由して排水する。
- ・手解体は建屋内で行う。
- ・有害使用済機器に含まれる電池、バッテリー等は手解体して回収し、分別して保管する。

事業場の設備や作業内容等、事業の全体に関する事項について記載してください。

(2) 保管施設において講ずる措置

- ・汚水が流出しない容器で保管する。
- ・有害使用済機器とその他の物の保管場所との間に仕切りを設ける又は別々の容器で保管する。
- ・保管場所に雨水が溜まらないよう、毎日清掃を行う。
- ・保管する有害使用済機器の性状によって、必要に応じてシート掛けをする。

保管容器や保管方法等、保管に際して講ずる措置について記載してください。

保 管 計 画 書(有害使用済機器)

有害使用済機器の品目	保 管 方 法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備 考
無線通信機械器具、パーソナルコンピュータ等(施行令第16条の2第11号、22号、24号～32号に定める機器)	コンテナ保管	〇〇	●●	◎	
合計 11 品目		〇〇	●●	—	
所在地 愛知県岡崎市十王町二丁目3番		管理責任者 岡崎 三郎			
全体面積 □□m ²	保管面積 (合計) 〇〇 m ²	保管容積 (合計) ●● m ³			

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

保 管 計 画 書(有害使用済機器)

有害使用済機器の品目	保 管 方 法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備 考
電動工具	ヤード野積み	△	▲	◎◎	
無線通信機械器具、パーソナルコンピュータ等(施行令第16条の2第11号、22号、24号～32号に定める機器)	コンテナ保管	▽	▼	◎	コンテナ 4つ
施行令第16条の2第5号～第32号に定める機器	密閉コンテナ保管	△▽	▲▼	◎	
合計 28 品目		△△	▲▲	◎◎	
所在地 愛知県岡崎市朝日町三丁目2番		管理責任者 岡崎 四郎			
全体面積 ■ ■ m ²	保管面積 (合計) △ △ m ²	保管容積 (合計) ▲ ▲ m ³			

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。

一の保管の単位を 200 m²以下とすること。

隣接する有害使用済機器の保管の単位の間隔は 2 m以下とすること。

保管計画書(廃棄物)

産業廃棄物の種類	保管方法	保管面積 (m ²)	保管容積 (保管上限) (m ³)	保管高さ (m)	備考
廃プラスチック類#	フレコンバック	○	●	○	
ガラスくず・コンクリートくず※及び陶磁器くず#	コンテナ保管	□	■	□	
蛍光灯(ガラスくず・コンクリートくず※及び陶磁器くず#、金属くず(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。))	専用容器保管	△	▲	△	
#自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。 ※工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。					
合計 3 品目		○△	●▲	—	
所在地 愛知県岡崎市十王町二丁目3番		管理責任者 岡崎 三郎			
全体面積 □□ m ²		保管面積 (合計) ○△ m ²		保管容積 (合計) ●▲ m ³	

(注) 保管施設が複数ある場合は、それぞれについて作成すること。

保管施設の平面図、立面図、構造図及び数字の根拠となる資料を添付すること。